

特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書

1 業務内容

令和3年3月31日時点において40歳以上75歳未満である本市国民健康保険加入者のうち特定健康診査（以下「特定健診」という。）を受診していない者に対して、通知による受診勧奨を行い、通知後の対象者に係る受診状況等の効果検証、未受診の理由及び受診しやすい環境づくりへの方策についての調査及び報告を行う。

2 業務履行場所

明石市役所庁舎内及びその他委託者が指定する場所

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

4 通知件数

約32,000件

5 通知による受診勧奨業務の内容

(1) 通知対象者の選定

- ① 委託者は、通知による受診勧奨を行う対象者（以下「通知対象者」という。）の抽出に必要な被保険者異動データ、特定健診検体データ、レセプトデータ及びその他通知対象者抽出に必要なデータ等のデータファイルを電子媒体により通知発送日の概ね30日前までに受託者へ提供する。
- ② 受託者は、①に掲げるデータファイルを基に、特定健診対象者を年齢、学校区、特定健診受診状況、特定健診受診歴及び生活習慣病の治療の有無等から概ね8つのグループに分類し、その概数を把握できるようにしたうえで、通知対象者を抽出するための通知対象者リスト作成用ファイルを作成し、電子データにより委託者へ提出する。
- ③ 委託者は、②に掲げる通知対象者リスト作成用ファイルを基に、通知対象者の抽出基準を決定し、受託者へ抽出を指示する。
- ④ 受託者は、③に掲げる委託者の指示に基づいて通知対象者を抽出したうえで、通知対象者リストを電子データにより委託者へ提出する。なお、通知対象者リストは、②で分類したグループがわかるようにすること。
- ⑤ 上記①から④に掲げる通知対象者抽出作業は、委託者が指定する明石市役所庁舎内の場所でのみ行うものとする。

(2) 受診勧奨用リーフレット及び封筒の作成

受託者は、令和元年度に実施した通知による受診勧奨業務の分析結果等を基に最適な業務実施方法を提案し、受診勧奨用リーフレット（以下「リーフレット」という。）及び封筒を次に掲げる①及び②に留意した上で作成する。

① リーフレットの作成

ア リーフレットの記載内容が、通知対象者に対する特定健診受診勧奨において効果的であること。

イ リーフレットは、受託者の提案等を基に委託者が指定する構成によるものとする。

ウ 受託者は、委託者による確認を受けた上でリーフレットの発送前に校正を2回以上行うこと。

エ リーフレットは、A3サイズに両面カラー印刷したものを概ね5種類作成すること。

オ 受託者は、GIS（地理情報システム）により健診実施医療機関及び通知対象者の住所について分析した上で、リーフレットに「最寄りの医療機関情報」を2か所以上掲載すること。

② 封筒の作成

ア 封筒は、A4サイズを三つ折りにしたものが入るサイズにすること。

イ 封筒は窓付きで、宛名等が見える形にすること。

ウ 封筒は、受託者の提案等を基に委託者が指定する内容をカラー印刷すること。

エ 受託者は、委託者による確認を受けた上でリーフレットの発送前に校正を2回以上行うこと。

(3) 封入封緘及び発送

① 受託者は、(2)①を作成後、委託者が提供する直近の被保険者異動データ、特定健診検体データ及びその他通知対象者抽出に必要なデータ等のデータファイルにより、国民健康保険資格喪失や特定健診受診等により送付対象外となった対象者分を抜き取る。なお、抜き取ったリーフレットは委託者へ納品するものとする。

② 受託者は、(2)②の封筒に(2)①のリーフレット及び委託者が提供するマイナンバー促進案内リーフレット（A4再生紙1枚）を三つ折りにして封入封緘する。

③ リーフレットの発送は、令和2年12月1日頃とし、原則1回の発送とする。

④ リーフレットの発送方法は、日本郵便株式会社による郵送とし、郵送費用は受託者の負担とする。

(4) 通知による受診勧奨結果の分析及び報告

受託者は、通知による受診勧奨が通知対象者の特定健診受診につながったかどうか、(1)

①に掲げるデータファイル等を基に効果検証を行い、委託者が指定する期日までに報告するとともに、令和3年度以降の受診勧奨事業の有効な施策についても併せて提案を行う。

(5) 通知による受診勧奨業務の納品物

受託者は、委託者の指定又は承認を受けた形式により、次の①から⑥に掲げる納品物を作成し、①及び②は現物で、③から⑤は電子データにより、⑥は電子データ及び紙に印刷したものを委託者が指定する期日までに速やかに委託者へ提出する。

① リーフレットの見本（印字なし及びサンプルデータ印字済を1種類につき20部以上）

② 封筒の見本（印刷済20部以上）

③ 通知対象者リスト

④ 通知対象者の選定過程における除外項目別のデータ件数及び除外数等を表示した選定

過程整理リスト

- ⑤ 特定健診対象者を（１）②に掲げる概ね８つのグループに分類したリスト
- ⑥ 通知による受診勧奨業務の分析結果（印刷したものは５部以上）

6 再委託について

- （１） 受託者は、本業務の全部を一括又はリーフレット作成に係る主たる部分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。
- （２） 受託者は、受託業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得ること。また、再委託先との契約に当たっては、受託者と同等の義務を負わせ、再委託した業務に伴う第三者の行為についての責任は受託者が負うこと。

7 遵守事項

- （１） 受託者は、業務の遂行にあたって、業務責任者および担当者を配置し、委託者からの指示、緊急の連絡及び協議等に迅速に対応するものとする。
- （２） 受託者は、この契約による本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- （３） 受託者は、個人情報の適正な取扱いについて、次の①又は②いずれかの資格・認証を有していることを書面等により証明するものとする。
 - ① プライバシーマーク
 - ② ISO/IEC 27001 (ISMS)
- （４） 受託者は、委託者の提供データ又は納品データを受領、返却又は提出する際は、暗号化機能及びハードウェア本体にパスワードロック機構を有する外付ハードディスク等を用いることとし、当該データを移送する際は、物理的損傷や紛失から保護するためGPS端末を同梱した鍵付きケース等に格納し、目的地へ直行すること。また、当該データに対しては、暗号化又はパスワードの設定を行う等セキュリティに十分配慮するものとする。
- （５） 受託者は、受託者が用意した機器及び端末により作業を行う場合は、次の①から④に掲げるセキュリティ対策を実施するものとする。
 - ① インターネットへの接続を禁止し、管理されたネットワーク内でのみデータを取り扱うこと。
 - ② 操作ログを取得できること。
 - ③ 未許可のUSBメモリを接続不可とする等、使用禁止機器のコントロールを行うこと。
 - ④ 未許可端末をネットワークに接続しても機能しないように利用を制限すること。
- （６） 受託者は、受領した被保険者情報、健診データ及びレセプトデータ等個人情報を含むデータについて、次の①から⑤の要件を満たすデータセンターなどで取り扱うものとする。
 - ① サーバ設置拠点が日本国内であること。
 - ② 停電対策及び防災対策がとられていること。また、各対策方法について、システム運用に障害の発生しない手段を用いること。
 - ③ 災害発生時はデータを喪失することなく復旧を可能とする仕組みを有すること。

- ④ データ漏えいリスクに対するセキュリティ対策がとられていること。
 - ⑤ サーバ設置拠点とは別に国内にデータ及びシステムを定期的にバックアップする仕組みをもつこと。
- (7) 受託者は、明石市役所庁舎外で本業務に係る作業を行う場合は、施錠管理された本業務専用の部屋にて、作業員及び関係者以外の入室を禁止する等、安全性及び機密性を確保して実施するものとする。
 - (8) 受託者は、本業務終了後、集計を終えた個別データ及びバックアップデータは復元不可能な形で完全に消去し、委託者へ報告書を提出するものとする。
 - (9) データファイルの受け渡し及び加工等の業務に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者が負担するものとする。
 - (10) 受託者は、業務の履行のために貸与を受けた必要な資料は、業務完了後速やかに委託者に返却するものとする。
 - (11) その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決めるものとする。

8 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 委託者は、本業務の成果品の改変を行うことができるとし、委託者は、本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。